熊本市令和８年熊本地震対応融資利子補給補助金交付要綱

制定　令和８年１０月９日市長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内中小企業者の金融の円滑化を図り、市内中小企業の振興を図るため、予算の範囲内において利子補給補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、熊本市補助金等交付規則（昭和４３年規則第４４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付の対象）

第２条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

⑴　次のいずれかの融資（以下「対象融資」という。）を令和８年８月２４日から同年１２月３１日までの間に受けた者

ア　熊本県中小企業融資制度要項（平成２１年熊本県告示３０４号）第３条第１項第１号における熊本県金融円滑化特別資金のうち、「熊本県金融円滑化特別資金（令和８年熊本地震枠）」の貸付

イ　熊本県中小企業融資制度要項（平成２１年熊本県告示３０４号）第３条第１項第１号における熊本県金融円滑化特別資金のうち、「熊本県金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対応枠）のうちセーフティネット第４号認定者（令和８年熊本地震分）」の貸付

ウ　熊本県中小企業融資制度要項（平成２１年熊本県告示３０４号）第３条第１項第２号における「小規模事業者おうえん資金（令和８年熊本地震分）」の貸付

⑵　令和８年７月２８日から本補助金の申込日において継続して市内で事業を営んでおり、次のいずれかの要件を満たす者

ア　個人事業主においては、本市に住民登録していること。

イ　法人においては、本市に登記をしていること。

ウ　本市に住民登録がない個人事業主においては、確定申告書や営業許可証等により市内で事業を営んでいることが確認できること。

エ　本市に登記がない法人においては、本市の法人市民税の納税義務者であること。

⑶　令和８年７月２８日からの令和８年熊本地震による事業所に係る被害について、熊本県内の市町村長が発行する罹災証明書又は被災証明書を有している者

⑷　他市町村で本要綱と同様の対象融資にかかる利子補給の制度による補助金の交付を受けていないこと。

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、次に掲げるところにより決定する。

⑴　前条に定める対象融資に係る毎年１月１日から同年１２月３１日までの間に支払った約定利子（延滞利息等約定償還日を超えたことにより支払うべき利息を除く。）の

２分の１相当額とする。ただし、１円未満の端数が出る場合はこれを切り捨てとする。

(2)　利子補給交付対象者が期限の利益を喪失した場合は、その日までの約定利子に限り、交付対象経費とする。

（補助対象期間）

第４条　補助対象期間は、借受人が取扱金融機関から融資を受けた日から３年後の応当日の前日までを限度とする。

（交付の申込み）

第５条　申込者は、毎年２月末日までに熊本市令和８年熊本地震対応融資利子補給補助金交付申込書兼請求委任兼口座振込依頼書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならないこととする。

(1)　令和８年熊本地震による事業所に係る被害について、市町村長の発行する罹災証明書又は被災証明書の写し

(2)　金融機関が発行した対象融資に係る償還（返済）予定表の写し

(3)　補助金の振込口座の通帳の写し

(4)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　第１項の規定にかかわらず、２年目以降の交付申請において、第１項各号に掲げる書類に変更がない場合は、当該書類の添付を省略することができる。

３　市長は、交付請求額の確認のため、取扱金融機関に対して、受取利子証明（明細）書発行依頼書（別記第２号様式）を送付するものとし、取扱金融機関は、当該依頼書に基づき、申込者から受け取った対象融資に係る受取利子について、受取利子証明（明細）書（別記第３号様式）を熊本市に対して提出するものとする。この場合において、各書類の提出期日は、事前に熊本市と取扱金融機関で協議を行った上で設定するものとする。

４　前項に規定する受取利子証明（明細）書（別記第３号様式）は、利子支払実績証明書（別記第４号様式）の提出をもって代えることができるものとする。

５　前各項の規定にかかわらず、市長は、必要に応じて関係書類等の提出をさせることができる。

（交付決定及び交付確定の通知）

第６条　市長は、前条に規定する申込みがあった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定兼交付確定通知書（別記第５号様式）により申込者に通知する。

（暴力団員等の排除）

第７条　前条の規定にかかわらず、市長は、申込者が熊本市暴力団排除条例（平成２３年条例第９４号）第２条第１号から第３号までに掲げるもの（第１１条第４号において「暴力団員等」という。）に該当する場合は、補助金等の交付の決定をしないことができる。

（補助金の交付）

第８条　市長は、第６条に規定する補助金の交付決定及び交付確定後、速やかに申込者に対して補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第９条　市長は、補助金の交付を受けた借受人が補助金に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　この要綱又はこの要綱に基づく規定に違反したとき。

(3)　暴力団員等に該当することが判明したとき。

（補助金の返還）

第１０条　市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

（違約加算金）

第１１条　補助金の交付を受けた借受人は、第９条の規定による取消しを受け、補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

２　前項の違約加算金を納付しなければならない場合において、補助金の交付を受けた借受人の納付した金額が返還を請求された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金の額に充てられたものとする。

（他の補助金等の一時停止等）

第１２条　市長は、補助金の交付を受けた借受人が補助金の返還を請求され、当該補助金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年１０月９日から施行し、令和８年８月２４日から適用する。